

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

村はこれまで、北塩原村第五次総合振興計画において示す本村の強みでもある多様性（気候、産業、生活文化）や美しい農村・自然景観、さらには地域住民とのつながりの深さなどを地域の宝ととらえ、第2期北塩原村子ども・子育て支援事業計画において、「人の温かさと自然の豊かさのもと、笑顔あふれる子ども・子育てのむら・北塩原村」を基本理念に掲げ、子どもの健全な発達と子育て環境の一層の充実を図ってきました。

令和5年4月1日に施行されたこども基本法は、どのような環境にもかかわらず、一人ひとりの権利が守られ、全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現、そして、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活をおくることができる社会の実現を目指すことを目的としています。

令和7年度からスタートする北塩原村こども・子育て計画においては、地域の皆さんの力により築き上げてきた子育て環境がさらに光り輝くものとするとともに、村内における全ての活動主体が、本村の自然景観・環境、思いやりなどの温かな思いによる様々な取り組みにより、村民の結びつきがより強まり、しなやかな環（わ）となることを目指すものとします。

そして、家庭や子育てが、人生に夢や希望を与え、喜びが実感できる前向きでかけがえのないライフイベントであることを、より多くの皆さんに届け、そのような社会を実現するため、以下の基本理念を掲げます。

【基本理念】

◇北塩原村こども・子育て計画【令和7年度～令和11年度】

こどもの夢を育み みんなの笑顔きらめく 希望の環（わ）

子育てプラス きたしおばら

2 基本方針

村こども・子育て計画の基本理念の実現に向けては、国が定めた「こども大綱」及び「こどもまんなか実行計画2024」、福島県が定める「福島県こども計画（こどもまんなかプラン）」などとの整合性を図りながら、施策の展開を図るものとし、施策の展開においては、以下の6つの基本方針により、取り組みを進めていきます。

【基本方針①】

こども・若者を権利の主体として、今とこれからの最善の利益を図ります

こどもは生まれながらに権利の主体です。こども・若者の権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。また、こども・若者が、夢や希望に応じて将来を切り開いていけるよう、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

【基本方針②】

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます

こども・若者と対等な目線で対話を重ね、こども・若者の自己実現を後押しするとともに、地域の課題や未来について広く意見を求め、自分たちも共に支え合う社会の一員であるという意識を醸成します。また、こども・若者や子育て当事者等の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重し、こども施策に反映させることで、こども施策の質を向上させていきます。

【基本方針③】

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援していきます

こどもは、成長過程に訪れる各ライフステージにおける様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。個人差があることに留意し、それぞれの発達等の状況に応じて、健やかな成長が図られるよう良好な社会環境を整備します。また、子育ては、こどもの誕生前から大人になるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて安心してこどもを生み、育てることができる環境の整備を進めていきます。

【基本方針④】

良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます

貧困と格差は、こども・若者やその家族の幸せな状態を損ねることから、その解消を図ること、良好な成育環境を確保するための前提とし、全てのこども施策の基盤とします。困難な状況は、様々な要因が複合的に重なり合っているとの認識の下、困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かく包括的に支援するとともに、未然防止にも積極的に取り組みます。

【基本方針⑤】

それぞれの世代の視点に立って、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりに取り組みます

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであること、多様な価値観を尊重することを前提に、それぞれの希望に応じて社会全体で、結婚、妊娠・出産、子育ての希望を支援することを少子化対策の基本とします。また、固定的な性別役割分担意識等の払拭や働きながら子育てしやすい環境づくりなど、各家庭のほか、地域社会全体で子育て世帯を支えていけるように取り組みます。

【基本方針⑥】

村の特色（美しい景観・環境、地域住民のつながり）を生かし、誰もが子育てしたくなる北塩原村を実感できるよう、地域社会全体で取り組みます

社会資源が豊富な自治体と同じ環境をつくり出すことは困難です。しかしながら本村においては、他自治体より豊かな自然や里山などの資源が豊富にあり、思いやりにあふれた村民、さらには年間200万人を超える交流人口など、他自治体にはない地域の宝があります。子育てに直接関わっていない方々も含め地域社会全体において、こどもを取り巻く世界や子育ての現状に理解を深めながら、村の資源を生かした子育てに取り組み、子育てに伴う喜びが実感できる北塩原村、誰もが子育てしたくなる北塩原村の実現を目指します。

3 施策体系

基本理念	重要事項	基本目標	施策の方向性
こどもの夢を育み みんなの笑顔きらめく 希望の環（わ） 子育てプラス きたしおぼろ	Ⅰ ライフステージを通じた重要事項	(1) こども・若者の権利保障の促進	① こどもの権利の尊重と普及啓発、人権教育の推進 ② こども・若者の意見表明と社会参画の推進
		(2) こども・若者の健やかな成長のための環境づくり	① 多様な遊びや体験活動の推進(遊びの質の向上、体験活動の推進、運動習慣・体力向上、文化芸術体験機会の提供、読書活動の推進) ② 青少年健全育成の推進
		(3) こどもまんなかまちづくり	① 全ての人にとって生活しやすい環境の整備 ② 通学路等の安全性の確保 ③ こどもの遊び場づくり ④ こどもと楽しく外出できる環境づくり ⑤ 子育て世帯への住宅支援
		(4) こども・若者が活躍できる機会づくり	① 次世代を担う人材の育成 ② スポーツ競技力の向上 ③ 国際理解・国際交流の推進
		(5) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	① 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の払拭
		(6) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	① プレコンセプションケア（将来の妊娠を考え男女が自分たちの生活や健康に向き合うこと）の推進、普及・啓発、相談支援 ② 性と健康に関する相談支援 ③ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
		(7) こどもの貧困対策	① 幼児教育・保育の無償化 ② 教育費負担の軽減 ③ 低所得子育て世帯のこどもへの学習支援 ④ 生活困窮者等への生活支援や生活再建・就職支援 ⑤ スクールソーシャルワーカー等による関係機関等との協働体制の構築
		(8) 援助を必要とするこどもや家庭への支援	① 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ② 児童虐待防止対策の強化 ③ 社会的擁護を必要とするこども・若者に対する支援 ④ ヤングケアラーへの支援
		(9) 犯罪などの危険からこどもを守る取組	① こども・若者の自殺対策 ② こども・若者の性犯罪・性暴力対策 ③ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 ④ 非行防止と自立支援
	Ⅱ ライフステージ別の重要事項	(1) こどもの誕生前から幼児期における施策	① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ② こどもの育ちの保障と遊びの充実（幼児教育・保育の質の向上、人材育成、子育て支援の拠点づくり）
		(2) 学童期・思春期における施策	① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実 ② こどもの居場所づくり ③ 小児医療体制やこころのケアの充実 ④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ⑤ いじめ防止と不登校のこどもへの支援
		(3) 青年期における施策	① 高等教育の修学支援やキャリア形成支援 ② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ③ 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実 ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援
	Ⅲ 子育てに関する重要事項への支援	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	① 幼児教育・保育の無償化 ② 医療費の無償化 ③ 児童手当等の支給 ④ 奨学資金の貸与又は給付、授業料減免等
		(2) 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援	① 子育てについての相談や情報提供 ② 地域のニーズに対応した子育て支援サービスの推進 ③ 子育て応援の気運醸成 ④ 家庭教育支援の推進
		(3) 共働き・共育での推進	① 男性の家事・子育てへの参画促進 ② ワーク・ライフ・バランスの促進
		(4) ひとり親家庭への支援	① 経済的支援 ② 子育て・生活支援 ③ 相談支援